

Visnupurana和訳研究：VP3. 8-9和訳及びVP39. とMBh 12の住期法比較

奥田，真隆

<https://doi.org/10.15017/2328641>

出版情報：哲學年報. 37, pp.49-69, 1978-03-31. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：



Viṣṇupurāṇa 和訳研究

—VPIII. 8-9 和訳及び VPIII 9. と MBh XII の住期法比較—

奥 田 真 隆

Purāṇa と法典類とのかかわりは Āpastambadharmasūtra, Gautamadharmasūtra に古くは見出されることが指摘されている。そしてその当時の Purāṇa が創造と再創造、更には法典に関係ある主題を取り扱っていたことが、これにより認められるのである。⁽¹⁾ Purāṇa は普通、創造、再創造等の五相 (pañcalakṣaṇa) によって定義される。しかしほとんどの Purāṇa においては、これら五相が中心に述べられているとは言い難く、かろうじて Viṣṇupurāṇa のみがこの定義に忠実であるとされている。⁽²⁾ とは言っても勿論 Viṣṇupurāṇa も五相以外の様々な主題を取り扱っている。先に述べた法典に関係する主題もその一つである。第三章は18節より成立しているが、そのうち第8～16節までの9節がこれについて述べられている。そこでは種姓・住期法をはじめ善行 (sadācāra), 祖霊祭等、正にヒンドウ社会の一員としての行動規範というべきものが詳細に記されている。

ところで Garuḍapurāṇa, Agnipurāṇa と Yājñavalkyasmṛti, ⁽³⁾ Mārkaṇḍeyapurāṇa と Gautamadharmasūtra との関係が指摘されている。⁽⁴⁾ しかし寡聞にして Viṣṇupurāṇa と法典類あるいは他の資料とのこのような関係があるという報告を知らない。Wilson は Viṣṇupurāṇa の英訳の注で、全体としての趣旨は Manu-smṛti に一致し、多くの共通の表現があると述べている。⁽⁵⁾ しかし特別な検討が加えられてはいない。そこでこのような関係があるのか否か、もしあるとすれば、それは何かということを探るのが、一つの大きな目標である。本稿はこの

意図の下に Viṣṇupurāṇa 第三章第八節の種姓の法と第九節の住期の法とを若干の検討を加えつゝ和訳するものである。そして次にこの第九節と Mahābhārata XII に記される住期の法と比較照合することにより両者の密接な関係を明らかにしてみたいと考える。

(一) 和訳

第八節

Maitreya は言えり

1. 尊者よ、輪廻を克服することを望む者達によって尊敬さるべき神、世界主 (Jagannātha) である Viṣṇu は如何に崇拝さるべきかということについて説いて下さい。

2. 又崇拝に専念する人々が Govinda (=Viṣṇu) を崇拝することによって得るところの果についても聞きたく存じます。偉大なる聖者よ。

Parāśara は言えり

3. 汝が質問したのと同じことを偉大なる精神を持てる Sagara 王に尋ねられて Aurva⁽⁶⁾ 仙が次の如く説いたが、それを私が語るのを聞きなさい。

4. Sagara 王は Aurva Bhārgava に礼拝して、Viṣṇu を崇拝する方法について尋ねた。最上の聖者よ。

5. また Viṣṇu を崇拝して人に得られる果についても (尋ねた)。彼 (Sagara 王) に尋ねられて彼 (Aurva) が語ったところのことを全て聞きなさい。Maitreya よ。

Aurva は言えり

6. Viṣṇu を崇拝する時、人はこの世での願望と天界と天界に住む者によつて占められる地位⁽⁷⁾、更には無上の解脱をも得る。

7. 王中の王よ、Acyuta (不朽者=Viṣṇu) を崇拝する時、如何なる果を望む

にせよ、多少にかかわらず人はその全てを得る。

8. 王よ、汝は如何にして彼は崇拜さるべきかと尋ねたが、それについて私は全て汝に語るであろう。よく聞きなさい。

9. 種姓と住期の慣習を守ることによって人は最高の霊、Viṣṇu を崇拜すべきである。彼を満足させる別の道はない。

10. 王よ、人は祭式を祭って彼を祭り、祈禱を誦して彼を誦し、他人を殺して彼を殺すのである。何となれば、Hari (=Viṣṇu) は一切のものより成る者であるから。

11. それ故に常に慣習を守り、自らの種姓に適える法を行う人によって Janārdana (Viṣṇu) は崇拜されるのである。

12. 王よ、バラモン、クシャトリヤ、ヴァイシュヤ、シュードラは自らの法に専念して Viṣṇu を崇拜する。別の方法によるのではない。

13. 他人の悪口、中傷、偽りを語らず、又他人を悩ませるようなことを語らない者、そういう者によって Keśava (Viṣṇu) は満足させられる。

14. 王よ、他人の妻、他人の財産、他人の殺害に心を傾けない者、そういう者によって Keśava は満足させられる。

15. 王よ、生命ある者、または(植物等)異なる形態のものを傷つけず、殺害しない者、そういう者によって Keśava は満足させられる。⁽⁸⁾

16. 神、再生族、師の奉仕を常に行う者、そういう者によって Govinda は満足させられる。王よ。

17. 自分自身や子供に対すると同様に一切の生物に対して幸福を願う者、そういう者によって Hari はいつでも容易に満足させられる。

18. 王よ、その心が貪欲等の欠陥によって害なわれていないような、そのような清浄なる精神を持つ者によって常に Viṣṇu は満足させられる。

19. 最上の王よ、種姓と住期について經典の述べる法を遵守して人は Viṣṇu を崇拜するのである。別の方法によるのではない。

Sagara は言えり

20. 秀でたる再生族よ、今や私は種姓の法と住期の法について余すところなく聞きたく存じます。それらを語って下さい。

Aurva は言えり

21. 私が述べるバラモン、クシャトリヤ、ヴァイシュヤ、シュードラの法を、順次精神を集中して聞きなさい。

22. バラモンは布施を施すべし。祭式によって神々を祭るべし。(Veda の)⁽⁹⁾学習に専念すべし。常に水を使う祭儀を果すべし。火を護持すべし。

23. 生計のためには再生族(バラモン)は他人の為に祭式を司るべし。又他人に(Veda 等の学問を)⁽¹⁰⁾教えるべし。規定に従い教授料等として奉げられた布施を取得すべし。

24. 再生族(バラモン)は一切の有情の利益を計るべし。如何なる不利益をも為すべからず。一切の有情に対する友情こそはバラモンの最上の財産である。

25. 再生族(バラモン)は他人の宝石に対しても石に対しても同一視すべきである。王よ。正しい時期に妻と同食することが彼には推奨されている。

26. クシャトリヤもまた同様に再生族(バラモン)にしたいだけの布施を施すべし。又王は様々な祭式を行うべきである。更に(Veda 等を)学ぶべきである。

27. 武器により生計をたてることと、国土の守護は彼の最上の生活方法である。⁽¹¹⁾(そのうちでも)国土の守護は彼の第一の務めである。

28. 国土を守護することによってこそ王は義務を果たした者となるのである。⁽¹²⁾なんとすれば祭式等の行為により生ずる福德の一部は王のものであるが故に。

29. 種姓の確立者である王は邪悪なる者達を徴しめ、善人達を守護することによって望むがままの世界を得る。

30. 王よ、有情の始祖である梵天は家畜の飼育と商売と農業を生活手段としてヴァイシュヤに与えた。

31. 彼にもまた (Veda 等の) 学習, 祭式, 布施, 日常と臨時等の祭儀執行という法が推奨⁽¹³⁾されている。

32. (シュードラは上位三種姓の) 再生族に奉仕することをその目的とし⁽¹⁴⁾, それにより生計をたてること, もしくは売買により生ずる財, もしくは職人の生業により生ずる財によって生計をたてること⁽¹⁵⁾が (推奨されている)。

33. シュードラもまた布施を施すべし。Pākayajña (調理祭) を行うべし。一切の祖霊等に関する (祭儀) をもシュードラはその (得たる財) によって行⁽¹⁶⁾うべし。

34. 一切の (種姓の) 者は生計等を維持するために (財を) 獲得すべし。正しい時期に自分の妻と同衾すべきである。王よ。

35. 一切の有情に対する同情, 忍耐, 謙遜, 真実 (を語ること), 清浄, 過度に疲労しないこと, 吉祥なる祈り, 愛語。

36. 友情, 無欲, 吝嗇でないこと, 嫉妬なきことが四姓に共通の徳目であると規定されている。

37. 又これらは一切の住期にも共通の徳目である。

バラモンを始めとする者達の, 次のような副次的な法, 即ち困窮時の法について聞きなさい。

39. 困窮時には再生族 (バラモン) にはクシャトリヤの職業とヴァイシュヤの職業が (許されると) 述べられている。クシャトリヤにはヴァイシュヤの職業が述べられている。しかしこれら (バラモンとクシャトリヤ) 両者にはシュードラの職業は許され⁽¹⁷⁾ない。

40. 王よ, 可能な場合には (バラモンとクシャトリヤ) 両者はこれを捨てるべきである。それはまさしく困窮時においてのみ為さるべきである。職業の混同を行うべきではない。

41. 王よ, かくの如く私は汝に種姓の法を説いた。次に住期の法について全て私が語るのを聞きなさい。

第九節

Aurva は言えり

1. Upanayana (入門式)⁽¹⁸⁾を為せる子供は Veda の学習に専念し、梵行を守り、精神を集中して師の家に住すべきである。王よ。
2. そこでは清浄と慣習を守りつゝ、師の奉仕を行うべし。誓戒 (vrata)⁽¹⁹⁾を行い、固い決意をもって Veda を学ぶべし。
3. 朝夕には太陽神と火神を精神を集中して礼拝すべし。同様に師をも頂礼すべきである。⁽²⁰⁾王よ。
4. (師の) 立つとき立つべし。進むとき進むべし。座るとき下方に座るべし。⁽²¹⁾秀れたる王よ。弟子は師にそむくべきではない。
5. 彼 (師) によって告げられてはじめて、前に座って一心に Veda を誦唱すべし。⁽²²⁾ ついで師の許しを得て、乞食で得た食物を食すべし。⁽²³⁾
6. はじめに師によって沐浴がなされた水で沐浴すべし。⁽²⁴⁾ 毎朝彼のために薪水等を持ち来るべし。
7. 学ばるべき Veda を学んだ後に (師の) 許しを得て、師への謝礼をすま⁽²⁵⁾せた賢者は家住期に入るべし。
8. 規定に従い妻を娶り、自分 (に定められた) 職業によって財を得て、能力に従って一切の家住期の義務を果すべきである。王よ。
9. (祖霊に対する) 祖霊供 (nivāpa) によって祖霊を祭るべし。祭式 (yajña) によって神を、食物 (anna) によって賓客を、(Veda の) 学習によって聖者を、そして子孫によって Prajāpati を祭るべし。
10. 空供 (balikarma) によって鬼霊 (bhūta) を、真実を語ること (vāksatya) によって一切の衆生 (akhilajagat) を (祭るべし)。⁽²⁶⁾ 人は自らの業によってもたらされる世界を得るのである。
11. 遊行者、梵行学生、外の誰であれ、乞食により生活する者達もまたここ (家住者) に依存している。それ故に家住期は最勝である。
12. Veda が示す義務に従って、聖地で沐浴するため、又世界を観察するた

めにバラモンは大地を遍歴する。王よ。

13. 家もなく食物もなく、日の暮れた所が宿となるような者達⁽²⁷⁾全てにとって
家住者は避難所であり、またまさに母胎である。

14. 王よ、彼等が家に来る時、歓迎の挨拶等気持ち良い言葉を語るべきである。
又寝床、座席、食事を与えるべきである。⁽²⁸⁾

15. ある者の家から失望して引き返すところの客は彼に罪を与え、福德を携⁽²⁹⁾
えて行くのである。

16. 善人の家では、軽蔑、傲慢、欺瞞、苦痛、傷害は推奨されない。

17. しかし、家住者にしてかくの如き無上の規定を完遂する者は一切の繫縛
より解放されて、最上の世界に到る。

18. 王よ、年老い、義務を果たした家住者は、息子に妻を託し、あるいは(妻
と)共に森に入るべきである。⁽³⁰⁾

19. そこでは葉、根、果実を食し、毛髪、鬚は(伸びるにまかせ)、辮髪と
し、地面に眠り、全ての者を客としてもてなす聖者となるべきである。王よ。

20. 皮、Kāśa 草、Kuśa 草によって、上下衣を作るべきである。⁽³¹⁾ 更に(朝昼
夕の)三時の沐浴が彼には推奨されている。王よ。

21. 神々の崇拜、焼施 (homa)、一切の客の歓待、乞食と空供を行うことが
彼には推奨されている。王よ。

22. 野性の植物油を手足に塗ることが彼には推奨されている。王よ。苦行を
行い、酷暑に耐えることも彼には推奨されている。⁽³²⁾

23. さて、確固としてこれらの所行を為す林住の聖者、彼は火の如く諸々の⁽³³⁾
罪業を焼滅し、永遠の世界をも得るのである。

24. 第四番目は乞者の住期と賢者達に言われる。その有様について私が語る
のを聞きなさい。王よ。

25. 息子、財産、妻に対する愛着を棄て、利己主義を振り棄てた者は第四の
住期に進むべきである。

26. (法、利、愛欲の)三種のものに関する一切の企てを捨てるべきである。
王よ、友人(とか敵等)に対し平等であるべし。一切の有情に対し友好的であ

るべし。

27. 精神を集中して、胎生、卵生等全ての有情に対し、身口意により如何なる害をも為すべきではない。⁽³⁴⁾ 又一切の執着を断つべし。

28. 彼に対して愛情も敵意も生じないようにして、村には一夜、町には五夜⁽³⁵⁾ (まで) 滞在すべし。

29. そして生命を維持する為には炭火が消え、人が食事を終えた頃に、乞食の為に推奨さるべき (即ち上位三)⁽³⁶⁾ 種姓の家を巡るべし。

30. 遊行者は愛欲、怒り、傲慢、迷妄、貪欲等一切の過患を棄て去り、世俗より離るべし。

31. 一切の有情に無畏を施して進む聖者、彼には又、一切の有情による如何なる畏れも決して生じない。⁽³⁷⁾

32. 祭火 (agnihotra) を自分の身体に置いて、⁽³⁸⁾ 身体という聖火を、乞食で得た供物を自分の口に (投じて) 祭るバラモンは、(死後) 火葬の薪の火によって必ずや (火祭を行える者達の) 世界に趣く。

33. 上述の如き、解脱のための住期を送る、清浄にして、自らに課せられた (諸戒、法等の遂行により生ぜる) 正しい認識を持てる再生族は梵天界⁽³⁹⁾ を得るのである。

(二) Viṣṇupurāṇa と Mahābhārata の住期法比較

MBh XII, 184~5 に記される住期法を一読すれば、それがあまりに VP III. 9 と類似していることに驚かされる。特に家住期法と遊行期法についてはこれは顕著である。

MBh では Bhṛgu が Bharadvāja に説くという形式で記される。文体は散文であり、その中に八偈が引用される。そのうち五偈は VP と完全に一致し、二偈は VP では一偈に造られ、一偈のみが VP にない。また散文の部分も内容のみならずその事項の記述順序までもが、ほぼ VP と相応している。以下梵行学生期法、家住期法、林住期法、遊行期法の四住期に分けて比較照合してみたい。

イ) 梵行学生期法

これは MBh XII. 184.8~9 に記される。その内容を順にまとめると次のようになる。

1. 師の家に住す (gurukulavāsa)
2. 清浄 (sauca), 浄祭 (saṃskāra), 律 (vinaya), 禁戒 (niyama) による自己の制御 (vinitātman).
3. 朝夕の太陽神, 火神, 神の礼拝と師の頂礼.
4. Veda の学習 (vedābhyāsa), 聴聞 (śravaṇa), 三時の沐浴 (triṣaṇamupaspṛśya). 梵行 (brahmacarya), 火の奉仕 (agniparicarāṇa), 師の奉仕 (guruś-uśrūṣānityaḥ), 乞食 (bhaikṣā), 師の命令, 指示に従いそむかない (guruvacanānirdeśānuṣṭhānāpratikula).

5. Veda の学習は師の恩恵により与えられる (guruprasādalabdhasvādhyāya).

6. śloka 引用 : gurum yastu samārādhyā dvijo vedamavāpnuyāt/tasya svar-gaḥḥalāvāptiḥ sidhyate cāsyā mānasam// (9)

「再生族にして, 師をよく崇めて Veda を得る者, 彼は天界に生る果を得, 彼の望みも成就する。」(VP にはこれはない.)

これを VP と比較すると (1) は VP 1. の gurugehe vaset, (2) は VP 2. の śauca, ācāra, vrata, (3) は VP 3, (4) は VP 4 と 5 の後半と 6, (5) は VP 5 の前半に内容的には大略相当する。しかし両者の関係が特別なものであることを示すものとは言えない。ただ (3) は次の如く同一のものと考えられる。MBh: 朝夕には太陽神, 火神, 神を礼拝し倦まず弛まず, 師の頂礼, Veda の…

ubhe saṃdhye bhāskarāgnidaivatānyupasthāya vihāya tāndrālasye guro-
rapyabhivādanaveda...

VP: ubhe saṃdhye raviṃ bhūpa tathaivāgniṃ samāhitaḥ / upaṭiṣṭhet tatḥā
kuryāt gurorapyabhivādanam// (3)

ロ) 家住期法

MBh XII. 184.10~18 に記される。これは VP によく合致する。多少煩雑ではあるが, MBh の記述順に従い内容を紹介し, また平行関係にあると思わ

れる所では訳と本文を記し、それに相応する VP の本文を次に記す。〔MBh の本文引用の際、冒頭に記される (一) は前の引用に直接続くことを示し、(卅) はその間の省略を示す。〕

1. 梵行学生期を完了した者 (samāvṛtta), 徳行の者 (sadācāra), 法の遂行による果を得んとする者 (sahadharmaçaryāphalārthin) が家住期に入るとある。これは趣旨としては VP 7 に相当するが、特に関係は認められない。

2. 法と利と愛を獲得すべきである (dharmārthakāmāvāptih) とし、その手段として非難無き行為によりて財を得て (agarhitena karmaṇā dhanānyādāya), 家住期を送るべしと記す。そしてその財は Veda の学習に通曉することにより得られるもの (svādhyāyaprakaraṣopalaḥḥ), 梵仙により行われたもの (brahmaṛṣinirmita: 落穂拾い), 鉱物より生ずるもの (adrisāragata), 祭式, 禁戒を行うことにより神の恩恵を得ることで獲得されるもの (havyaniyamābhyāsadaivataprasāḥḥopalaḥḥ) とする。趣旨としては VP 8 に相当すると思われる。

3. 両者には内容上、また下線部の如き表現上の類似が認められる。

MBh: 家住期こそは一切の住期の根本であると語られる。師の家に住む者、遊行者、またこれ以外にも (自らに) 課せられた暫戒, 禁戒, 法を遂行する者、彼等のためにも正にこの (住期) から乞食により得られる食物と空供の一部は出ていくのである。

taddhi sarvāśramānāṃ mūlamudāharanti / gurukulavāsinaḥ parivrājā
ye cānye saṃkalpitavrataniyamādharmānuṣṭhāyinas teṣāmapyata eva bhi-
kṣābalisaṃvibhāgāḥ pravartante // (10)

VP: bhikṣābhujāśca ye kecit parivrāt brahmācāriṇaḥ / te'pyatraiva pratiṣṭhante
gārhaṣṭhyaṃ tena vai param // (11)

4. 両者には下線部の如き著しい類似が認められる。

MBh: これら聖者達、聖者の糧食を知る者達、Veda の学習に余念なき者達は、聖地巡礼、国土観察のために大地を遍歴する。

(卅) ete sādhaṇāḥ sādhuṇāḥ sādhuṇāḥ svādhyāyaprasaṅginas
tīrthābhigamanadeśadarśanārthaṃ pṛthivīm paryatanti /

VP: vedāharaṇakāryeṇa tīrthasānāya ca prabho/
aṭanti vasudhām viprāḥ prthivīdarśanāya ca // (12)

5. 両者は内容上一致すると言える。

MBh: 彼等を立ち上って迎え、頂礼し、親切な言葉、贈物、愛顔、出来る限りの席、寝床、食事により歓待すべきであると言われる。

(一) teṣāṃ pratyutthānābhivādanānasūyāvākpradānasaumukhyaśaktyāśanaśayanābhyavahāra satkriyāś cēti // (11)

VP: teṣāṃ svāgatadānādi vaktavyaṃ madhuram nṛpa/
 grhāgatānāṃ dadyacca śayanāsanabhojanam // (14)

6. MBh は偈を引用するが、これは VP 15 に完全に一致する。

MBh: (一) atithiryasya bhagnāśo grhātpratīnirvartate/
 sa dattvā duṣkṛtaṃ tasmai puṇyamādāya gacchati // (12)

※ VP 15 では sa tasmai duṣkṛtaṃ dattvā. (注②参照)

7. ここで注目すべきは VP の特徴の一つである Prajāpati 供養が MBh にも記される点である。

MBh: 更にここでは祭式執行により神は満足する。祖霊供により祖霊、Veda の学習、聴聞、護持により聖仙、子孫をつくることにより Prajāpati は満足する。

(一) apicātra yajñakriyābhirdevatāḥ priyante nivāpena pitaro vedābhyasaśravaṇadharaṇena ṛṣayaḥ / apatyotpādanena prajāpatirīti // (13)

VP: nivāpena pitṛnarcet yajñairdevāmstathātithīn / annair munīṃśca svādhyayair apatyena prajāpatim // (19)

8. MBh は次に二偈を引用する。

MBh: 一切の衆生に対し親切で、聞いて気持の良い言葉が語らるべきである。毀謗、暴力、乱暴はここでは非難される。(14)

軽蔑、傲慢、欺瞞もまた非難される。不殺生、真実（を語ること）怒らないことは一切の住期に通ずる苦行である。(15)

(一) ślokaū cātra bhavataḥ //

vatsalāḥ sarvabhūtānāṃ vācyāḥ śrotrasukhāgiraḥ /
 ※parivādopaghātau ca pārūṣyaṃ cātragarhitam // (14)
avaññānamahṃkāro dambhaścaiva vigarhitāḥ /
 ahimsā satyamakrodhaḥ sarvāśramagatam tapaḥ // (15)

VP: avaññānamahṃkāro dambhaścaiva gṛhe sataḥ /
paritāpōpaghātau ca pārūṣyaṃ na śasyate // (16)

下線部に見られる如く MBh 14. c.d. と 15.a.b で VP 16 が構成されている。※MBh には *paritāpa* の写本もある。

9. MBh にはこの後、家住者は装飾品、音楽、踊り等の楽しみを味わうことが出来ると記される。これは VP には見られない。更に MBh は最後に自分の法に恵念する者には天界も得られるというようなことが記され、これは趣旨としては VP 17 に相当するものであるが、特別な関係は認められない。

ハ) 林住期法

MBh XII. 185.1～2 に記される。これについては次のような特徴が認められる。

1. MBh は先ず林住者は鹿、水牛等野性の動物で満てる森で苦行しながら、聖地、川、泉等を遊行すると記す。これは VP には見られない。
2. VP 18 の後半 *putreṣu bhāryāṃ niḥkṣipyā vanam gacchet sahaiva vā* の如きかなり一般的な規定が MBh には見られない。
3. VP 19 の *sarvātithiḥ*, 21 の *sarvābhigatapūjana*, *bhikṣā* *balipradāna*, 22 の植物油を身体に塗る、これら以外のことは MBh には VP より多少詳しく全てが記される。
4. 両者共に *kāśa* 草 *kuśa* 草の衣を記すのは一つの特徴と言えよう。
 MBh: *kāśakuśacarmavalkasaṃvṛtāṅgaḥ*
 VP: *carmakāśakuśair kuryāt paridhānottariyake* / (20.a.b.)
5. MBh でこの住期法の最後に *śloka* があるが、これは VP 23 にほぼ一致する。

MBh: *yastvetāṃ niyataścaryāṃ brahmaṣṣivihitām caret* /

sa dahedagnivaddoṣāñjayellokāṃśca durjayān // (21)

VP: yastvetām⁽²⁾ niyataścaryām vānaprasthaścarenmuniḥ /

sa dahatyagnivaddoṣāñjayellokāṃśca śāśvatām // (23)

(1) śāśvatām とする写本もある。(2) Gitā 版による。Sar. 版は nihataś caryām.

二) 遊行期法

MBh XII. 185.3~6 に記される。ここにも VP との密接な関係が認められる。

1. 両者には内容上類似が認められる。

MBh: (遊行者は) 火, 財産, 家族, 家財への執着と実体でないものを捨て去り, 愛情の絆を断ちて遊行する。

vimucyâgnidhanakulatraparibarhasaṅgānātmanah snehapāsānavadhūya
parivrajanti

VP: putradravyakalatreṣu tyaktasneho narādhipa /
caturthamāśramam sthānam gacchennirdhūtamatsaraḥ // (25)

2. 両者は内容上類似している。

MBh: 石も黄金も同一視して, (法利愛欲) 三種のものを得んとする企てに心を向けず, 敵, 味方, 中立者に平等に振舞うべし。

(一) samaloṣṭāsmakāñcanas trivargapravṛtṭeṣvārambheṣvasaktabuddhayo 'rimit-
rodāsīneṣu tulyavṛttayaḥ

VP: traivargikāṃstyajet sarvānārambhān avanīpate /
mitrādiṣu samo maitraḥ samasteṣveva jantuṣu // (26)

3. 両者には内容上, また下線部の如き用語の一致が認められる。

MBh: 動かざるもの, 胎生, 卵生, 湿生, 芽生の有情を身口意によりて傷つけるべきではない。

(一) sthāvara jarāyujāṇḍā jasveda jodbhijjānām bhūtānām
vāṇmanaḥkarmabhir anabhidrohiṇaḥ

VP: jarāyujāṇḍājādinām vāṇmanaḥkarmabhiḥ kvacit /

yuktaḥ kurvīta na drohaṃ sarvasaṅgāṃśca varjjayet // (27)

4. 村に一夜以上留まらないという規定は外にも見られるが、町に五夜と記すのは両者の特徴と言えよう。(注(35)参照)

MBh: 休息のために町あるいは村に行くべし。町には五夜、村には一夜(まで)留るべし。

(卍)vāsārtham upeyurnagaram grāmaṃ vā nagare pañcarātrikā grāmaikarāt-rikāḥ /

VP: ekarātrasthitirgrāme pañca rātrasthitiḥ pure / (28 a.b.)

5. 内容上類似していると考えられる。

MBh: (町, 村に) 入って, 生命を維持するためにのみ浄業の再生族の家に行くべし。乞食は鉢に落ちるだけで頼んではならない。

(一)praviśya ca prāṇadhāraṇamātrārtham dvijātināṃ bhavanānyasaṃkirṇak-armaṇām upatiṣṭheyaḥ pātrapatitāyācitabhaikṣāḥ

VP: prāṇayātranimittaśca vyaṅgāre bhuktavajjane /
kāle praśastavarṇanāṃ bhikṣārthaṃ paryateḍ gṛhān // (29)

6. 下線の如く前半は一致する。

MDh: 愛欲, 怒り, 傲慢, 迷妄, 貪欲, 吝嗇, 欺瞞, 悪口, 自尊, 殺生を避くべし。

(一)kāmakrodhadarṣamohalobha kārpaṇyadambhavarivādābhimāna hīṃsāniv-ṛttā iti // (3)

VP: kāmaḥ krodhastathā darṣamohalobhādayaś ca ye /
tāpstu doṣān parivrāt nirmamobhavet // (30)

7. MBh は続いて三偈を引用するが, これは VP 31. 32. 33 と同一のものである。

MBh: (一)bhavati cātsa ślokaḥ /

abhayam sarvabhūtebhyo dattvā carati yo munīḥ /
na tasya sarvabhūtebhyo bhayam utpadyate kvacit // (4)

VP 31 では①③は sarvasattvebhyo ②は yaścarate munīḥ.

(一) kṛtvâgñihotraṃ svaśarīrasaṃsthāṃ

śarīramagnīṃ svamukhe juhōti /

⁽¹⁾
yo bhaikṣacāryopagatāir havirbhiś⁽²⁾
citāgnināṃ sa vyatīyāti lokān // (5)

VP 32 では(1)は viprastu bhikṣopa— (2)は sa vrajatisma lokān

(一) mokṣāśramaṃ yaḥ kurute yathōktaṃ

⁽¹⁾
⁽²⁾
śuciḥ susaṃkalpitabuddhiyuktaḥ /

anindhanaṃ jyotiriva praśāntaṃ

⁽³⁾
sa brahmalokaṃ śrayate dvijātīḥ // (6)

VP 33 では (1) は carate (2) は sva- (3) は jayati. これらの読みの記される MBh の写本もある。

以上の比較対照からも明らかであるが、家住期法と遊行期法は特に密接な関係があり、全体としても同一のものであると言える。

この両者の関係については三つの場合が考えられる。

1. MBh が VP に依っている。
2. VP が MBh に依っている。
3. 両者に共通の第三の出典がある。

先ず (1) の場合は次のような理由から認められない。(i), MBh 梵行学生期最後の śloka が VP にない。(ii) MBh では家住期法 14, 15 の二偈が VP では一偈である(家住期法 No.8)。(iii) 全体として MBh の叙述は VP より詳細である。また上述家住期法 No.9 あるいは林住期法の冒頭部分に相当するものが VP にはない。

次に (2) の場合であるが、これは VP 4,7,13,18,21,24 の内容が MBh には全く記されないことが主要な難点である。また当然引用しても良いと思われる梵行学生期の śloka が VP には見られない。ただこの場合、VP が MBh を下敷とし、他の法典を参考にして成立している可能性はなくもない。

これら (1)(2) の難点は両者共通の第三の出典の存在を支持するものである。この可能性が最も大きいと思われる。現段階ではこの出典を特定することは出来ない。今後の課題である。そして、もし第三の出典が現存し、特定できれば、MBh と VP のこの部分の年代についても多少光を投げかけることができよう。そしてその出典を探す手懸としては両者に共通の偈、特に *Triṣṭubh* 調のものが鍵となるであろう。

テキスト・略号等

本訳底本として *Viṣṇupurāṇa with the commentary of Śrīdharaśwāmi*, Saraswati Press, Calcutta, 1882. (VP Sar. 版) 使用。Hindi 訳付の *Gītā Press*, Gorakhpur, sam 2024 (VP Gītā 版) 参照。英訳は H.H.Wilson, *The Vishṇu-Purāṇa*, Calcutta, 1961, (Wilson, VP). *Gautamadharmasūtra* (G.), Ass, No.61; *Viṣṇusmṛti* (V.) V.Krishnamācharya ed., Adyar Library Series, Madras, 1964; *Baudhāyānadharmaśūtra* (B.), kāśī SS., No.104; *Manusmṛti* (M.) Vāsudevaśarman ed., Bombay, 1929; *Yājñavalkyasmṛti* (Y.) Ass., No.40. (頌偈の番号は必ずしもテキストと一致しない場合もあるが、便宜上 SBE の英訳に従う。) *Mahābhārata* (MBh), BORI.

注

- 1) P.V. Kane, *History of Dharmaśāstra*, BORI 1968, Vol.4 pp.817~9.
- 2) Kane, o.c., Vol.5 p.841
- 3) 中野義照「ヤーヂュニャブルキヤ法典」403頁以下参照。
- 4) W. Caland, *Altindische Ahnenkult*, Leyden 1893, p.112.
- 5) Wilson, VP, pp.234~5, n.2.

(第八節)

- 6) Sagara は日種の王で Aurva は Bhṛgu の子孫である。VP IV.3 には Aurva が Sagara の師であり、Sagara に蛮族を滅ぼすために火の武器 (*āgneyāstram*) を授けたとある。Mahābhārata (MBh) では Aurva は Bhṛgu の孫とも七人の息子の一人ともされる。(Hopkins, *Epic Mythology*, Strassburg, 1915, pp.178~9). MBh では両者の師弟関係は特に見られないようであるが、後の結びつきを暗示すると思われるものもある。Sagara は海 (*sāgara*) を堀り、Sāgara は Varuṇa の支配下にある (ibid., p.121). Śiva は Varuṇa として Bhṛgu の七子を養子とし、彼等は Bhārgava

とも Vāruṇa とも呼ばれる (ibid., p.178). Aurva は Kṛtavīrya に復讐を計り、その怒りより生ぜる世界を滅ぼす火を結局は海中に棄てる。このためその火は toyāgnih sāgare (海の水火) とも呼ばれる (ibid., p.99).

7) 本文は svargānsvargibandham tathāspadam である。VP I.6 に記される各種姓に応じた世界と、そこでの地位を意味すると思われるが、明確でない。注釈家は svargibandham tathāspadam を brahmalokādīpadam 梵天界等の地位とする。VP 1.6 では梵天界の上に Viṣṇu の最上界を考えているが、VP II. 7 では最上界を Satyaloka 即ち梵天界としている。VP Gītā 版では svargivandyaṃ ca yatpadam で「天界の住民により崇められる梵天の地位」と Hindi 訳されている。

8) 第13, 14, 15は各々意身の三業にあてはまる。

9) バラモンの義務は普通 adhyāpāna, yajana, dāna adhyayana, yājana, pratigraha の六務があげられ、後三者を生計とする。cf. M.I.88, X.75, 76; Y.I.118; G.X.1,2 (詳しくは中野義照「ヤーヂュニャヴルキヤ法典」159頁参照.)

nityodaki と agniparigraha について注釈家は「教令に従って常に沐浴献水等を行う者。家長火あるいは(家長火、供犠火、南火の)三火を護持することと記す。nityodaki nityaṃ snānatarpaṇādikṛt yathādhikāram, aupāsanaṅnestretādīnām vā parigrahaḥ/. nityodaki は Śāṅkhyāyana Gr.S. IV. 11,21 に Snātaka の義務として記される。また MBh. (BORI) V. 40.23, XII. 75.22 にはバラモンの重要な務めとして記される。火の護持については Āśvalāyana Gr.S. (ASS. No. 105) I. 9.2 に nityānuṅgrhitam syāt(この注釈に anuśabdāḥ parīśabdasya sthāne/nityaṃ parigṛhitam syādityarthaḥ). 「(家住期者は結婚後) 家長火を護持すべし」ともある。Cf. Vasiṣṭha III. 1.

10) VP Gītā 版は śuklārtham 「清浄なる財を」とする。A. II. 5. 10. 1~3 には師への授業料、結婚、Śrauta 祭、父母を養う等の受施規定が記される。cf. M.XI. 1 以下, Kane, o.c., Vol. II, Pt.1, pp.110ff.

11) クシャトリヤの義務については Y.I. 11.8~9; M.I. 89; V.II.6,9,12; A.II. 10.6; G.X. 1,7,8,41 等に記される。

12) Y.I. 334 に記される如く、王は国土や人民の完全な保護のみかえりとして福德の一部($\frac{1}{6}$)を得るのである。V.III. 28 にも人民の善行、悪行の六分の一は王のものであることが記される。

13) ヴァイシュヤについては Y.I.119; M.I.90, VIII.410, IX.326~332, X.79; V.II. 10.7; G.X.49 等に記される。生計としては家畜の飼育、農業、商売、金貸が記されるのが普通である。

14) 本節 23, 24, 26, 39 では dvija は明らかにバラモンの意味に使用される。また M. VIII.413, 417, IX, 334~5, X.121 等ではシュードラの本来の目的(理想)はバラモンのみの奉仕とすることから、あるいは当所 dvija はバラモンを意図している

とも考えられる。しかし Y.I. 120; M.I.91; V.1.6; G.X. 56; A.I.6 等に記される如き一般的な解釈、また後に記される如く VP はシェードラに対して寛大であることを考えて *dvija* 本来の意味である上位三種姓とする。

- 15) 売買 *kriyavikriya*, 職人 *kāru*. V.II. 14; G.X.62 では奉仕と手工業を正業とするが M.X. 99.100; Y.I. 120 では奉仕のみが正業で *kāruka*, *śilpa*, *vaṇij* が困窮時の法として記される。

VP *Gītā* 版ではこの後に次の一偈がある。〔シェードラの務めは、服従、清潔、真心こめた主人の奉仕、祭詞なしの祭式、盗まないこと、善人との交際、バラモン守護である。〕

- 16) バラモンのシェードラからの受施は特別な場合にのみ許される。 Y.III. 41; M. 102103. Cf. Kane, o.c., Vol.2, pt.1, p.112.

Pākayajña は多少相異はあるが *Pārvaṇa*, *Śrāvaṇi*, *Āśvayujī*, *Āgrahāyaṇi*, *Caitrī*, *Aṣṭaka*, *Śrāddha* の七祭を言う。いづれも家長火 (*gārhapatya*) 一火を用い家長自らが行うものとされる。(高楠順次郎・木村泰賢, 「印度哲学宗教史」大正13年, 438頁以下に簡単に説明されている。) しかし *Śāṅkhyāyana Gr. S.I.* 51. 10. 7 では, *Huta*, *Ahuta*, *Prahuta*, *Prāṣita* の四種とされる。(cf. SBE, Vol. VII, p.183.n.20). これは五大祭から *Veda* の読誦による聖仙に対する祭儀を除いたものである。ここに記される *Pākayajña* がどれを意味するか明らかでないが、一応七祭とし、次の祖雲祭等が (*Ved* の読誦を除いた) 大祭を意図していると考える。

ところで Wilson の (o.c., p.235, n.3) 言う如く法典類ではシェードラには一切の行祭は禁止されている。祭儀には真言 (*mantra*) あるいはバラモンの招待が必要だからである。只 G.X. 53 では *Śrāddha* 祭を許し、同 64, 65 では真言のかわりに *namaḥ* を用いる *Pākayajña* を許している。cf. M.X. 126~8; Y.I.121. 後述するように VP IX と MBh. XII. 184 とには密接な関係が見られる。MBh. XII. 181.14 には同じ *Bhṛgu* の所説として元来は全てバラモンであり、その故に全ての種姓の者は(全ての)法と祭式が禁止されてはいないと記される。

- 17) バラモンはクシャトリヤとヴァイシュヤ、クシャトリヤはヴァイシュヤ、ヴァイシュヤはシェードラが通則である。cf. Y. III. 35~44 M. X.81~98; V. II. 15; A.I. 20.10~21. 4; B. II. 2.4.16~21; G.I. VII. 23 はバラモンにシェードラの職業も可とする。

「これら両者には (*tayoḥ*)」を注釈家は *rājanyasya ca vaiśyoktaṃ śūdrakarma na vai tayoḥ* とクシャトリヤとヴァイシュヤであるとする。又40偈の「両者 *ubhābh-yām*」も同様にしている。しかし困窮時法の通則から、また M.X.98 からもヴァイシュヤにはシェードラの職業は許されると考えるのが妥当であり、*tayoḥ* と *ubhābh-yām* はバラモンとクシャトリヤを意味し、ヴァイシュヤについては述べられていないと考えるべきであろう。なお Wilson の英訳 (p.236) は、‘...the kshatriya

may adopt those of the Vaiśya; *and the Vaiśya those of the Kṣatriya*; but these two last should never descend to the functions of the śūdra.' である。M.N. Dutt の英訳 (Chowkhamba SS Office, varanasi, 1972, p.193) もほぼ同様である。下線部にあたるものは Sar. 版にも Gītā 版にも無い。上姓者の職につくことは普通では考えられないが、B. II. 2. 4. 18 にこれを暗示するかと思えるものはある。cf. Wilson, o.c., p.236, n.4.

(第九節)

- 18) upanayana の規定儀式は諸法典・家庭経に記される。年齢は普通バラモンは受胎第8年、クシャトリヤは第11年、ヴァイシュヤは第12年目とされる。剃髪、沐浴、受帯、最も重要な聖紐、皮衣、杖授与、行乞等の祭儀が為される。中野、「ヤーヂュニヤブルキヤ法典」142頁、注14参照。R.B. Pandey, Hindu Saṁskāras, Motilal, 1969 にはまとめて詳説されている。
- 19) vrata とは veda の特定の部分を学習する時の戒である。家庭経によって呼称、内容を異にしている。Gobhila Gr.s. では Godānika, Vratika, Āditya, Aupaniṣada, Jyeṣṭha-sāmika の五誓戒で各々一年間続くとする。Godānika は Sāmaveda の Pūrvārcika を学ぶ学生の行うもので、全身の毛を剃る、乞食、沐浴等をその内容とする。cf. Kane, o.c., Vol. II. pt.1, pp.370ff.
- 20) 太陽神礼拝は Sāvitrī 讃歌により戸外で行う。(Y. I. 22-26; M. II. 101; G. II. 10 etc.). 火神礼拝は火に薪を投ずることによる。(V. XXVIII. 4. G. II. 9 etc.). 師については V. XXVIII. 14.
- 21) B. (I. 2. 3. 38) には「師が走る時走り、歩む時歩み、留まる時留まるべし」とある。ほぼ同内容の表現は M. II. 196-7; V. XXVIII. 19; A.I. 6.7-9 にも見られるが、いずれも師に返答する場合としている。
- 22) 学習を請求しないこと。(Y.I.27; M. II.73; V. XXVIII. 6; A.I.5.27; G. II. 29)
- 23) 師に乞食で得たものを告げ、(M. II.51 G. II. 39) 許可を得て食べる。(Y.I. 31; V. XXVIII. 10; A.I.I. 3.32).
- 24) avagāhed apaḥ pūrvamācāryeṇāvagatitāḥ/ このような規定は他に見当たらないようである。恐らく池または川で師が先に入った後に同じ所で沐浴せよということかと思われる。
- 25) 梵行学生期終了にあたり師家最後の沐浴を行う。その際に謝礼(布施)を行う。(M. II. 245etc.). Āśvalāyana Gr.S, Y. では一切の Veda の学習が終了しても師の許可があれば沐浴可能とする。cf. Kane, o.c., Vol. II. pt.1, pp.405ff.
- 26) いわゆる五大祭 (Pitṛyajña, Devayajña, Nṛyajña, Brahmayajña, Bhūtajajña) を述べたものである。(Y.I. 102; M. III. 70, 81; V. LIX. 20-25; G.V. 3; B. II. 1-7; A. II. 3P4.). Wilson は Prajāpati-yajña と Satyayajña は後の付加であると言う (o.p., p.237, n. 3). ただ、Prajāpati-yajña の考えは「バラモンは生れながらにして聖

- 者, 神, Prājāpati に負債を負っていて, 梵行, 祭式, 子孫によって返済する」という Taittiriya S (VI. 3.105) 等に依っていると思われる。バラモンの重要な義務の一つである。(cf. Kane, o.c., Vol. II, pt. I, pp.270ff.) またこの意味からも家住期者にとって子孫をつくるのが重大な義務とされる。以下の 11. 12. 13 偈にある如く, 外の三住期者の生活の基盤であるだけでなく, 正しく母胎 (yoni) である (cf. G. III. 3).
- 27) sāyaṃgrhāḥ は苦行者, 遊行者に対してよく使われるようである。cf. Böhtlingk, Indische Sprüche, No.4410.
- 28) この外に普通 *trṇa* (数物としての草), *bhūmi* (休息の場所), *udaka* (洗足用の水) が記される。Y.I.107, M. IV.101; V. LXVII, 45; A. II. 4. 14; G.V. 35 etc.
- 29) これは VP. III. 11. 66 にも再説されるが, MBh. (XII. 184. 12), Hitopadeśa (I. 56) Mārkaṇḍeyapurāṇa (XXIX. 31) Brahmapurāṇa (CXIV. 36) にも記される。V. LXVII. 33 はほぼ同文, M. III. 100 はほぼ同内容である。cf. Böhtlingk, o.c., No.53, Wilson, o.c., p.238, n.4.
- 30) 老いてとは皺, 白髪, あるいは孫を見て。(V.XCVI. 1.2; M.VI.2). 息子に云々は M.VI. 3 と同文, V.XCVI. 3 とほぼ同じである。
- 31) Kuśa 草 *kāśa* 草は他に見当らない。M. VI. 6; V. XCIV. 8 は *carma* (皮), *civara* (襦袢), G. III. 34; B. II. 14 は *cira ajina*.
- 32) M. VI. 13 では果実油を食べることは許される。身体に塗ることは林住者にはそぐわない。冷暑の苦行とは, 夏には五火 (四方に焚いたのと頭上の太陽) に身をさらす, 雨期に戸外で寝る, 冬に濡衣を着ること。cf. Y. III. 52; M. VI. 23; V. XCV. 2~4. G. III. 26, B. II. 11.14 は *tapaśśilāḥ*.
- 33) VP Sar. 版は *nihitaścaryam* であるが, Gītā 版により *niyataścaryām* と訂正。後述 MBh との比較, 林住期法参照。
- 34) B. II. 11. 23 によく似た表現がある。vānmanah karmadaṇḍair bhūtānām adrohi/
- 35) V.XCVI. 2 na grāme dvitīyaṃ rātrim āvaset. G. III. 21. na dvitīyāmapartu rātrim grāme vaset. Bhikṣuka Up., Sannyāsa Up., には町に五夜, 村に一夜という表現がある。
- 36) M.VI. 56 これに煙が消え (*vidhūme*), 杵が動かず (*sannamusale*), 皿が納められた時 (*vr̥tte śārāvasampāte*) が加わる。cf. B. II. 11. 22; G. III. 15.
- 37) B. II. 10. 17. 30 では何かの引用として (*athāpyudāharanti*) *abhayaṃ sarvabhūtebhyo dattvā yaścārate munīḥ/na tasya sarvabhūtebhyo bhayaṃ cāpi ha jāyate//* と VP とほぼ同文が記される。VasiṣṭhaX. 2 (ASS No.48, p.201) にも *carati yo munīḥ/tasyāpi sarvabhūtebhyo na bhayaṃ jātu vidyate/* とある。cf. M. VI. 39, 40; Y. III. 61.
- 38) *kṛtāgnihotraṃ svaśarira samsthā* は VP IV. 3.1 の *ātmanyagnin āropya* に相

当すると思われる。Y. III. 56; M. VI. 38; V. XCVI. 2 にも記される。これは B. II. 10. 17, 25, 26 によれば三火の煙を三度ずつ嗅ぐことである。中野義照「マヌ法典」396頁注2参照。ここには諸注釈家の説が紹介されている。本偈と次偈は *Triṣṭubh* 調で記される。

- 39) *svasāṅkalpita buddhiyuktaḥ* の意味は明確でない。注釈家は *svasmin brahmaṇi sāṅkalpitam idaṁ viśvam iti buddhiyuktaḥ* /「この世界は自分に、即ち梵に想定されたものであるという認識を持てる者」と考えている。Wilson (o.c., p.239) は *whose mind is perfected by self-investigation* とする。後述する如く、本節と MBh XII. 184~5 とはほぼ完全に一致すると考えられる。そして MBh XII. 184. 10 に *sāṅkalpitavrataniyamadharmānuṣṭāyinaḥ* とある。(後述家住期法 No.3 参照)。ここでも *sāṅkalpita* はこのような意味で用いられたものとする。

dvijāti (再生族) を注釈家は前偈の *vipra* のことであるとする。Wilson (o.c., P. 239. n. 7) はこれは法典の一般的な解釈ではないし、元来バラモンのみに限定されていないとし、上位三種姓を意味すると考える。これについて Kane は (o.c., Vol. II. pp. 942-4) 遊行者はバラモンのみに許されるとする説と三種姓に許されるとする説があることを紹介している。どちらとも決め難い。たゞ VP III 8. 34 に見られる如く VP はシュードラに行祭を許すことから考えて、VP は身分規定に関して割合に寛大な立場にあると思われるのでこの *dvija* は上位三種姓を意味すると考えた方が良いと思われる。